

菊南病院 施設基準一覧(医療保険)

施設基準		
入院基本料・加算	地域包括ケア病棟 (包括病棟：56 床)	○地域包括ケア病棟入院料 1 1日に14人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。朝8時40分～夕方5時(日勤時間帯)まで、看護職員1人あたりの受持ち数は6人以内です。 夕方5時～朝8時40分(夜勤帯)まで、看護職員1人あたりの受持ち数は20人以内です。 ○療養環境加算
	回復期 リハビリテーション 病棟 (リハビリ病棟：36 床)	○回復期リハビリテーション病棟入院料 1 1日に合計9人以上の看護職員および4人以上の看護補助者が勤務しています。8時40分～17時00分までは、看護職員1人あたりの受持ち数は6人以内、看護補助者1人あたりの受持ち数は12人以内です。 17時00分～翌朝8時40分までは、看護職員1人あたりの受持ち数は、36人以内、看護補助者1人あたりの受持ち数は36人以内です。 ○療養病棟療養環境加算 2
	医療療養病棟 (療養病棟：58 床)	○療養病棟入院基本料 1 1日に合計9人以上の看護職員および9人以上の看護補助者が勤務しています。8時40分～17時00分までは、看護職員1人あたりの受持ち数は、8人以内、看護補助者1人あたりの受持ち数は7人以内です。 17時00分～翌朝8時40分までは、看護職員1人あたりの受持ち数は、25人以内、看護補助者1人あたりの受持ち数は50人以内です。 ○療養病棟療養環境加算 1 ○在宅復帰機能強化加算

	○診療録管理体制加算 2 ○感染対策向上加算 3（連携強化加算） ○医療安全対策加算 1 ○医療安全対策地域連携加算 1 ○データ提出加算 1 ○入退院支援加算 1 ○認知症ケア加算 2 ○サーベイランス強化加算 ○看護補助体制充実加算 1 ○看護職員配置加算 ○（看護職員夜間配置加算） ○機能強化加算 ○医療 DX 推進体制整備加算 ○在宅医療情報連携加算 ○入院時食事療養Ⅰ・入院時生活療養Ⅰ ○食堂加算 管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています
施設基準等	○薬剤管理指導料 ○脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) ○呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) ○運動器リハビリテーション料(Ⅰ) ○心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ) ○がん患者リハビリテーション料 ○集団コミュニケーション療法料 ○ペースメーカー移植術ペースメーカー交換術 ○医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術（胃瘻造）

施設基準等

○在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に掲げる遠隔モニタリング加算

○在宅療養支援病院（別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(3)に規定する）

○在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料

○在宅がん医療総合診療料

○がん治療連携指導料

（連携保険医療機関）	・熊本赤十字病院	・熊本医療センター
	・済生会熊本病院	・熊本市民病院
	・熊本再春荘病院	・高野病院
	・地域医療センター	・熊本大学付属病院
	・くまもと森都総合病院	・熊本中央病院

○OCT 撮影及び MRI 撮影

○ニコチン依存症管理料 ○がん性疼痛緩和指導管理料

○二次性骨折予防継続管理料 2・3

○情報通信機器を用いた診療に係る基準

○救急病院（救急病院等を定める省令第 1 条）

○入院ベースアップ評価料 ○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）